

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第52条第2項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他の」を加える。

第61条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「以下同じ。）が」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が」に改め、「指定小規模多機能型居宅介護をいう。）」の次に「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）」を、「通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）の次に「又は第171条第1項」を加え、「以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所」を「）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第76条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

第78条中「第35条から第37条まで、第39条から第46条まで」を「第35条から第46条まで」に、「、第53条から第55条まで及び第70条」を「及び第53条から第55条まで」に改め、「、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第78条において読み替えて準用する第70

条」とを削り、「第78条において読み替えて準用する第70条第6号」を「第78条において読み替えて準用する第38条第6号」に改め、「、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」とを削る。

第80条の次に次の1条を加える。

（利用定員）

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第81条中「第35条から第37条まで、第39条から第46条まで」を「第35条から第46条まで」に、「、第70条、第72条、第76条及び第77条（第1項を除く。））」を「第72条及び第77条（第1項を除く。））」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月19日提出

沖縄県知事 翁 長 雄 志

理 由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、指定児童発達支援の運営、基準該当児童発達支援の対象に関する基準等を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。